

大和高田市立小中学校(園)のこれからの教育環境のあり方について
(報告書)

令和7年(2025年)11月27日

大和高田市教育環境あり方検討委員会

目次

1	はじめに	1
2	教育環境をとりまく現状と課題	2
2-1	社会の動向	2
2-2	大和高田市の現状	4
3	めざす教育環境	12
3-1	国の動向	12
3-2	大和高田市がめざす教育	16
4	幼稚園の適正規模の考え方	17
4-1	国の幼稚園設置基準	17
4-2	大和高田市における幼稚園の適正規模	17
4-3	適正規模の実現に向けた対策と実施時期の考え方	17
5	小学校・中学校の適正規模・適正配置の考え方	18
5-1	国の学級編成の標準・通学距離の考え方	18
5-2	大和高田市における適正規模・適正配置	19
5-3	適正規模の実現に向けた対策と実施時期の考え方	20
6	小学校・中学校の再編	21
6-1	再編の基本的な考え方	21
6-2	想定する将来の再配置のシナリオ（案）	22
7	新しい学校園をつくる上で考慮すべき視点等	23
8	庁内体制の構築及びフォローアップ	25
	参考資料 策定経過	26

1 はじめに

近年、少子化の影響による園児・児童・生徒数の減少に加え、保育ニーズの高まりや防災意識の高まり、学習指導要領等の改訂、小学校における35人学級制の導入、GIGAスクール構想にみられるようなICT教育の拡充、教職員の働き方改革など、大和高田市立幼稚園、小学校及び中学校（以下、学校園）を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、文部科学省では、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模の実現に向けて、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模適正配置等に関する手引」を策定し、小規模・大規模校それぞれの特性や課題、学校規模の適正化の必要性を掲げています。

全国的に少子化が進む中、大和高田市においても、園児・児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が進行しており、今後の教育環境や学校運営等に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

このような少子化社会の中でも、「園児・児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、一人ひとりの資質や能力を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という大和高田市の教育方針に沿った教育施策を遂行するにあたり、将来にわたり適正な規模の児童生徒数を維持し、よりよい教育環境を確保するため、大和高田市立小中学校（園）の再配置基本方針・基本計画を策定することが求められています。

大和高田市教育環境あり方検討委員会では、令和6年11月から6回にわたり、園児・児童・生徒にとって望ましい教育環境、学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置のあり方、少子化社会に対応した地域と連携した学校づくり、就学前教育のあり方等について慎重に議論を重ね、このたび、「大和高田市立小中学校（園）のこれからの教育環境のあり方について」としてとりまとめましたので、ここに報告します。

今後、教育委員会において具体的な方策を検討するにあたっては、保護者や地域住民、学校関係者等の意見を聞きながら、学校現場や地域に配慮するとともに、この報告書を基にして、大和高田市の子どもたちにとって安全でより豊かな学びが保証される教育環境の整備を望みます。

2 教育環境をとりまく現状と課題

2-1 社会の動向

(1) 予測困難な VUCA の時代の到来

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったと言えます。このような時代を生き抜いていくために、一人ひとりが望む未来を自ら示し、切り拓く、危機に対応する強靭さを備えた社会を構築していく必要があります。

(2) DXの進展・超スマート社会(Society5.0)の実現

近年、情報通信技術(ICT)などの分野における技術革新は急速に進展しており、国はデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、IoTやAI等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられ、私たちの社会や生活が大きく変わる「超スマート社会(Society5.0)」の実現を目指しています。

このような変化の激しい時代を生き抜いていくために、情報モラルをはじめ基本的な情報活用能力、プログラミング的思考力を育むとともに、新たな物を生み出す想像力や発想力、他者とのコミュニケーションといった人間にしかできない能力を育む必要があります。子どもたちが自ら考え、主体的に行動して責任をもって社会を変革していく力が求められています。

(3) 個人と社会のウェルビーイングの実現

経済先進諸国においては、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)の「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされています。

子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、「個別最適な学び」や「協働的な学び」、「キャリア教育」や「コミュニティ・スクール」等の取組を進める必要があります。一人ひとりの子どもが自分に適した学びに出会い、好きなことに夢中になって取り組み、友達や大人とともに学びを深め、自己実現に向けて粘り強く取り組んでいくことで、個人のウェルビーイングの向上につながります。

また、生涯学習においても、リカレント教育、リスキリングといった、自分の望む未来のために学び直すということが注目されています。生涯学習では、学びを生かし地域社会とつながることで、個人のウェルビーイングのみならず、社会全体のウェルビーイングを実現していくことにもつながります。

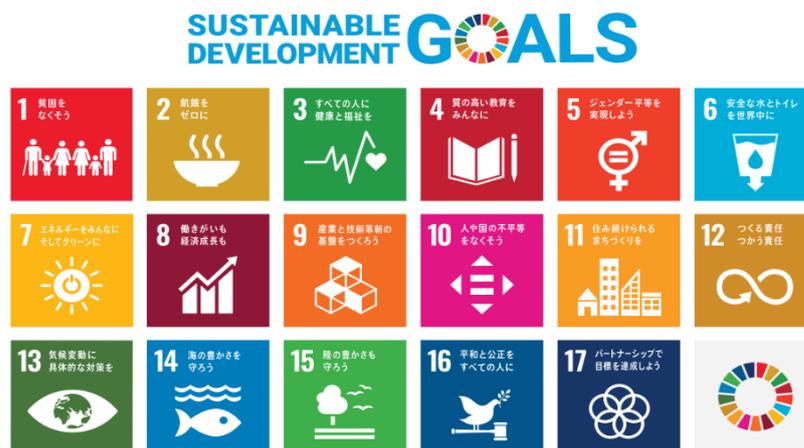
(4) グローバル化の進展

情報発信や交通手段等の飛躍的な技術革新の進展により、今後、一層のグローバル化が急速に進展する中、国際社会においても社会的な課題を自ら発見し、判断し、解決する能力を持ったグローバルに活躍する人材の育成が求められています。自国や郷土の伝統、文化を理解したうえで、異なる言語や文化に対する理解を深め、適切かつ主体的に意見を述べ、交流することができるコミュニケーション能力を育む必要があります。

(5) 持続可能な開発目標 (SDGs) の実現

平成 27 年 (2015 年) 9 月に開催された国連サミットにおいて、令和 12 年 (2030 年) までの行動計画として、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。

【SDGs17 のゴール (アイコン)】 <出典：国際連合広報センターHP>



目標 4 には【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられています。

また、「誰一人取り残さない」SDGs の視点を意識し、子どもだけでなく、全ての市民が、地域や社会、さらには世界における様々な課題について自らの問題として捉え、多様な他者と協働しながら、自らの可能性を發揮し、持続可能な社会の実現を目指して行う、「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の充実が求められています。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

これからの長寿社会の中、今後の長い人生をより豊かに生きるため、全ての人々が活躍し続けられ、安心して暮らせる社会づくりが重要な課題となっています。自ら学び自己の能力を高めるとともに、学んだ成果を地域活動に生かせる仕組みづくりも必要です。

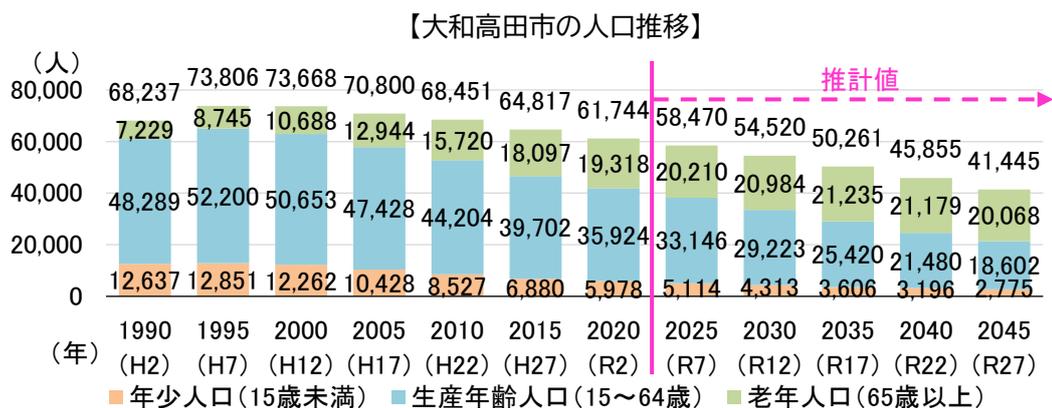
また、年齢や性別、国籍、性自認などにかかわらず、お互いの違いを認め合い、一人ひとりの個性が尊重される共生社会を目指し、誰もが取り残されない、子どもの権利や人権が遵守された社会の実現が求められています。

2-2 大和高田市の現状

(1) 総人口の推移

大和高田市の総人口は平成7年（1995年）の73,806人をピークに減少傾向にあります。令和2年（2020年）の総人口は61,744人であり、令和27年（2045年）には41,445人に減少することが予測されています。

また、年少人口（15歳未満）は、平成7年（1995年）の12,851人から急激に減少し、令和2年（2020年）には5,978人となっており、令和27年（2045年）には2,775人（令和2年から53.6%減）となる見込みです。



(2) 学校園施設の配置状況

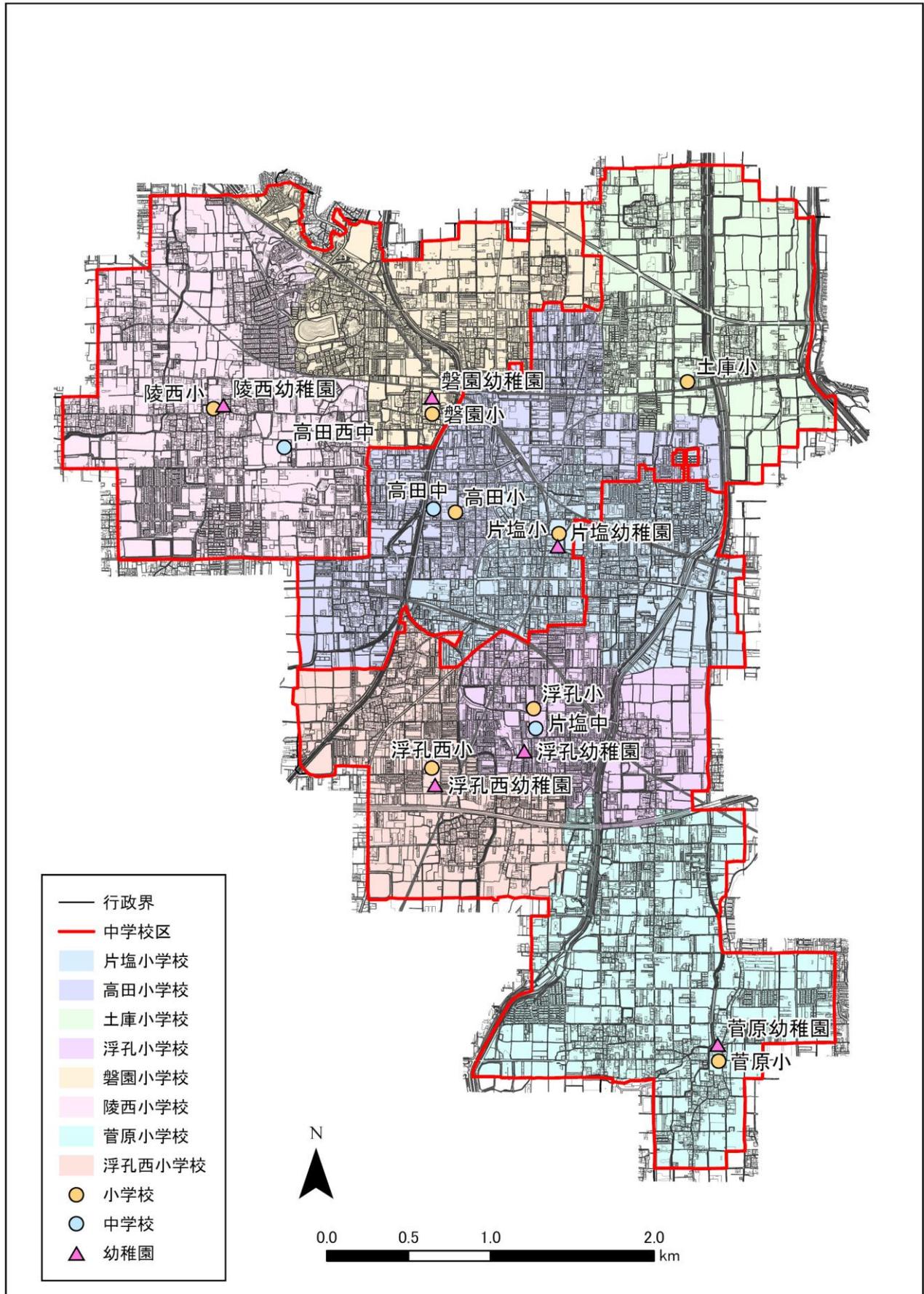
大和高田市は幼稚園を6園、小学校を8校、中学校を3校設置しています。

【大和高田市の学校園施設】

	学校（園）名	住 所	建物敷地 (㎡)	運動場 (㎡)
幼稚園	片塩幼稚園	旭北町2番4号	1,790	
	浮孔幼稚園	蔵之宮町1番30号	3,583	
	磐園幼稚園	有井19番地	1,469	630
	陵西幼稚園	池田2番地2	2,282	
	菅原幼稚園	吉井340番地1	3,704	
	浮孔西幼稚園	曾大根1丁目8番1号	1,001	1,649
小学校	片塩小学校	旭北町2番1号	7,252	7,137
	高田小学校	大中東町5番15号	8,076	4,365
	土庫小学校	土庫3丁目2番61号	4,631	4,914
	浮孔小学校	中三倉堂2丁目5番43号	6,836	5,328
	磐園小学校	有井1番地	5,193	3,294
	陵西小学校	池田3番地	7,534	8,758
	菅原小学校	根成柿436番地	6,000	5,225
	浮孔西小学校	曾大根1丁目5番1号	7,907	10,189
中学校	高田中学校	大中東町5番48号	9,805	9,887
	片塩中学校	中三倉堂2丁目9番28号	9,100	12,062
	高田西中学校	池田330番地	12,572	14,000

※建物敷地及び運動場は公立学校施設台帳に基づく

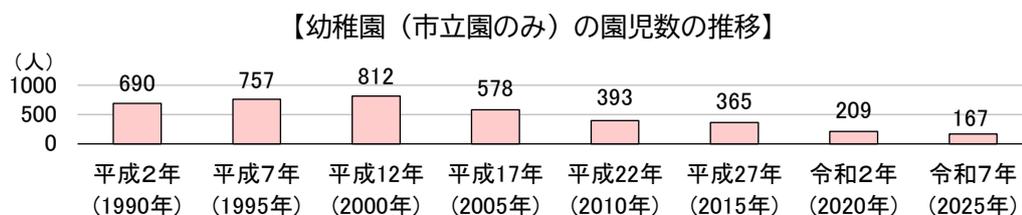
【施設位置図および校区図】



(3) 園児・児童・生徒の推移

(ア) 園児数の推移

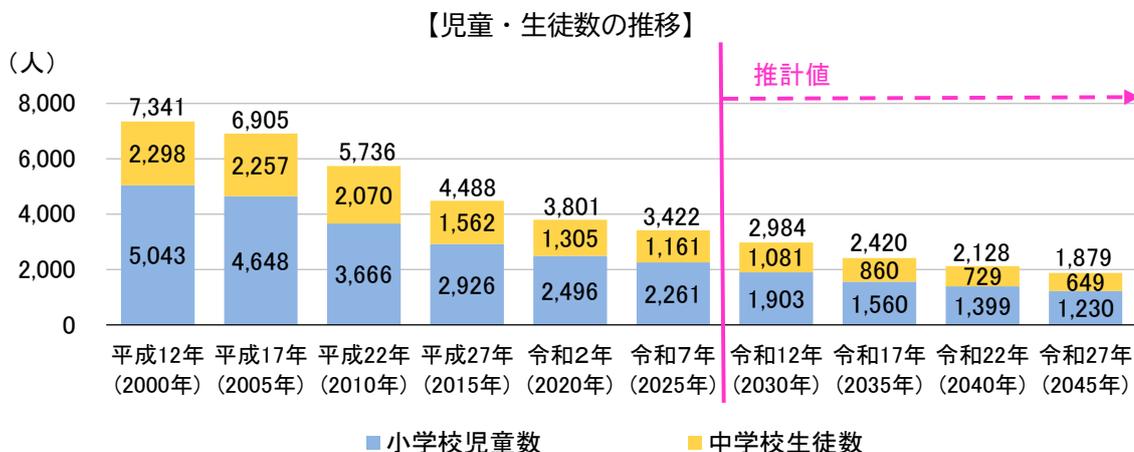
園児数は、平成12年（2000年）の812人をピークに減少傾向が続き、令和7年（2025年）には167人となっています。



※実績値（各年5月1日時点）

(イ) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数は、平成17年（2005年）から令和7年（2025年）までの20年間で3,483人（50.4%）減少し、そこから、令和27年（2045年）までの20年間で1,543人（45.1%）の減少が見込まれています。



※令和7年までは実績値（各年5月1日時点）、令和12年以降は推計値（コーホート要因法）

【令和7年5月1日現在の学校園の園児・児童・生徒数及び学級数の状況】

幼稚園		3歳児	4歳児	5歳児	計
片 塩	園児数	8	11	13	32
	学級数	1	1	1	3
浮 孔	園児数	7	15	13	35
	学級数	1	1	1	3
磐 園	園児数	5	8	13	26
	学級数	1	1	1	3
陵 西	園児数	5	8	10	23
	学級数	1	1	1	3
菅 原	園児数	5	11	7	23
	学級数	1	1	1	3
浮孔西	園児数	8	7	13	28
	学級数	1	1	1	3

小学校		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
片 塩	児童数	39	53	64	43	57	42	298
	学級数	1	2	2	2	2	2	11
高 田	児童数	78	61	69	69	66	59	402
	学級数	3	2	2	2	2	2	13
土 庫	児童数	9	11	13	7	7	16	63
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
浮 孔	児童数	61	66	35	46	66	50	324
	学級数	2	2	1	2	2	2	11
磐 園	児童数	57	48	37	61	56	55	314
	学級数	2	2	1	2	2	2	11
陵 西	児童数	47	30	41	56	50	50	274
	学級数	2	1	2	2	2	2	11
菅 原	児童数	44	57	59	55	51	52	318
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
浮孔西	児童数	39	39	47	53	41	49	268
	学級数	2	2	2	2	2	2	12

中学校		1年生	2年生	3年生	計
高 田	生徒数	109	106	110	325
	学級数	3	3	3	9
片 塩	生徒数	186	170	176	532
	学級数	5	4	5	14
高田西	生徒数	72	119	113	304
	学級数	2	3	4	9

※小学1～6年生は35人学級、中学1～3年生は40人学級

※児童・生徒数は特別支援学級を含む

※学級数は普通学級数のみ

【今後の小学校・中学校の全児童・全生徒数及び全学級数の見通し】

小学校	令和12年(2030年)		令和17年(2035年)		令和22年(2040年)		令和27年(2045年)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
片塩	260	12	215	9	189	6	160	6
高田	354	12	299	12	263	12	224	10
土庫	68	6	58	6	51	6	44	6
浮孔	257	11	203	7	183	6	165	6
磐園	282	12	234	12	209	8	183	6
陵西	239	12	229	12	211	8	186	6
菅原	239	9	155	6	144	6	132	6
浮孔西	204	9	167	6	149	6	136	6

中学校	令和12年(2030年)		令和17年(2035年)		令和22年(2040年)		令和27年(2045年)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
高田	295	9	246	9	209	7	182	6
片塩	500	15	372	13	302	9	271	9
高田西	286	9	242	9	218	8	196	6

※令和2年国勢調査結果を基準としたコーホート要因法による推計値

※5歳階級人口に対する1歳階級人口の割合は平成30年・令和元年・令和2年の住民基本台帳人口の平均値を採用(7歳~12歳:小学校児童、13歳~15歳:中学校生徒)

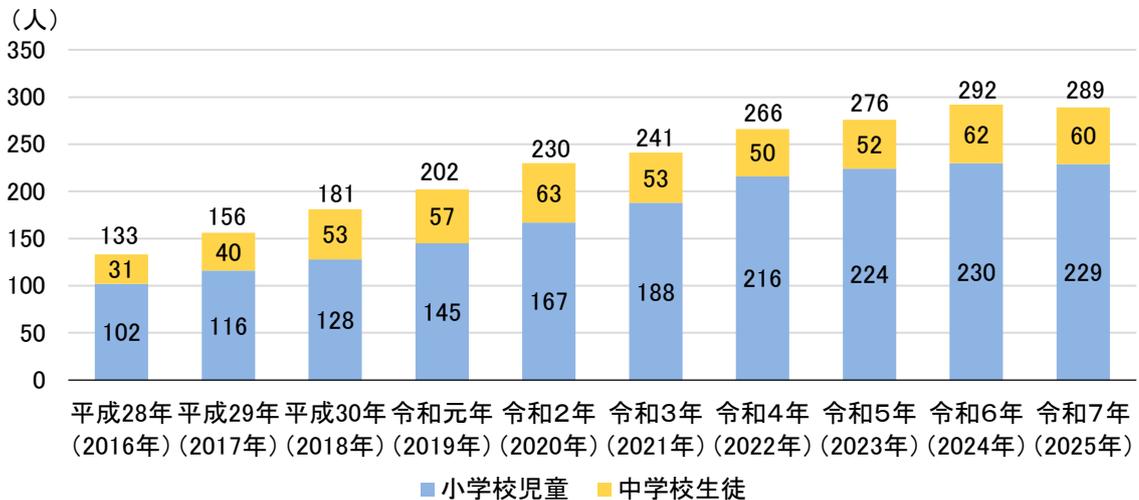
※複数校区にまたがる町丁目は適宜1/2で按分。

※学級数は小中学校ともに1学級当たりの人数を35人として試算

(ウ) 特別支援学級に通う児童・生徒数の推移

特別支援教育を必要としている児童・生徒数については年々増加傾向にあり、今後も増加していくものと考えられます。個々の特性に応じてきめ細やかに支援できる学習環境を整備していく必要があります。

【特別支援学級に通う児童・生徒数の推移】



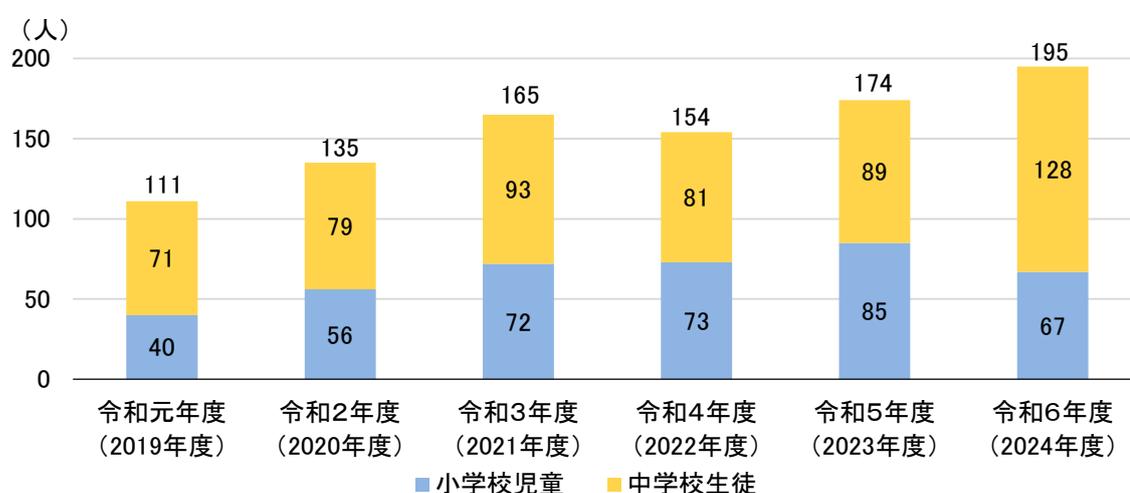
※各年5月1日時点

(工) 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数および学校生活に困難を抱える児童・生徒数は、年々増加傾向にあり、関係機関との連携を強化し、効果的な支援につなげる等、児童・生徒に対する支援の充実が求められています。

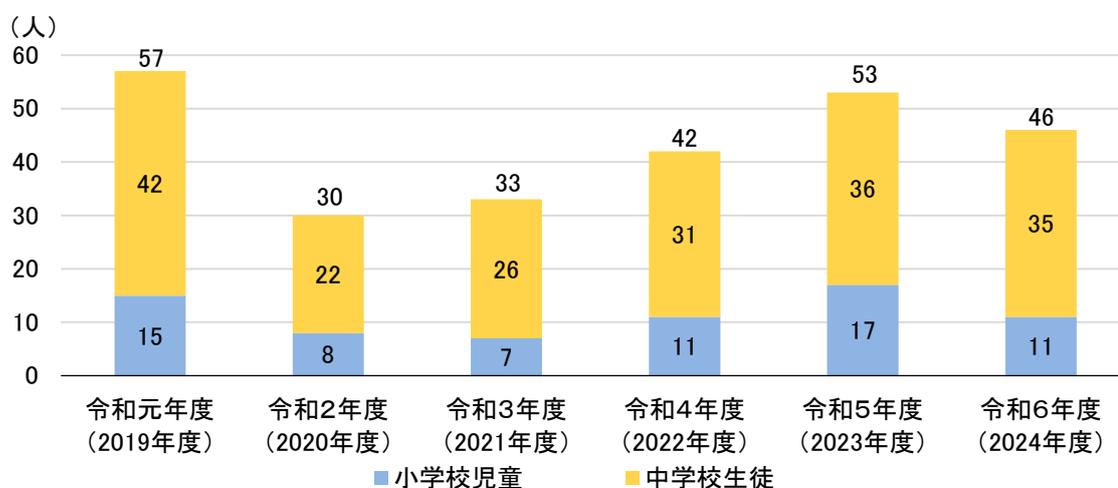
不登校児童・生徒の教育機会の確保や新たな学びの選択として、教育支援ルーム等、児童・生徒が落ち着いて学習に取り組める環境整備を図るとともに、保護者や教職員の相談にも対応し、児童・生徒の早期学校復帰や安定した生活リズムの構築に努める必要があります。

【不登校児童・生徒数の推移】



※各年度3月末時点

【教育支援ルーム通室児童・生徒数の推移】



※各年度3月末時点

(4) 学校園施設の状況

大和高田市の学校園施設は、人口の増加とともに昭和40年（1960年）代から昭和50年（1970年）代に整備されたものが多いため、適正規模の配置を進めることで、施設同士の統合や建替えを含めた今後の施設の運用についても検討が必要であると考えます。また、各施設の耐震状況について、新耐震基準での見直しの整備を図るなど最善の安全確保に努めていただくことを求めます。

【建物状況一覧】

	施設名	建物名	構造階数	延床面積	築年数	耐震状況
幼稚園	片塩	保育棟	S1	301 m ²	53	診断結果により適合
		管理棟	S1	116 m ²	53	旧耐震基準
		リズム室	S1	188 m ²	53	旧耐震基準
		保育棟	S1	82 m ²	49	旧耐震基準
		保育棟	S1	58 m ²	25	新耐震基準
	浮孔	管理棟	S1	75 m ²	55	旧耐震基準
		リズム室	S1	184 m ²	55	旧耐震基準
		保育棟	S1	304 m ²	10	新耐震基準
	磐園	保育棟	W1	701 m ²	33	新耐震基準
	陵西	保育棟	S1	1,035 m ²	25	新耐震基準
	菅原	保育棟	S1	769 m ²	30	新耐震基準
	浮孔西	管理棟	S1	90 m ²	41	新耐震基準
		保育棟	S1	321 m ²	41	新耐震基準
リズム室		S1	207 m ²	41	新耐震基準	
小学校	片塩	北館	RC4	4,922 m ²	53	補強により適合
		体育館	S2	1,055 m ²	53	補強により適合
	高田	北館	RC4	2,533 m ²	47	補強により適合
		体育館	RC2	934 m ²	47	診断結果により適合
		南館	RC4	3,177 m ²	31	新耐震基準
		東館	RC4	869 m ²	31	新耐震基準
	土庫	東館	RC2	1,281 m ²	57	補強により適合
		東館	S2	128 m ²	29	新耐震基準
		西館	RC3	1,862 m ²	44	補強により適合
		体育館	RC2	707 m ²	42	新耐震基準
	浮孔	西館	RC4	4,509 m ²	50	補強により適合
体育館		RC2	901 m ²	52	補強により適合	

※1) 令和3年3月大和高田市学校施設長寿命化計画より作成（倉庫や機械室等の小規模な建物を除く）

※2) W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造

※3) 築年数は2025年度時点

※4) 旧耐震基準：昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した建築物に適用された耐震基準

※5) 新耐震基準：昭和56年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準

【建物状況一覧】

	施設名	建物名	構造階数	延床面積	築年数	耐震状況
小学校	磐園	中館	RC3	1,045 m ²	55	補強により適合
		東館	RC3	1,022 m ²	47	補強により適合
		体育館	RC2	761 m ²	52	補強により適合
		西館	RC3	1,103 m ²	51	補強により適合
		北館	RC3	1,445 m ²	24	新耐震基準
	陵西	北館西棟	RC3	1,772 m ²	51	補強により適合
		南館	RC4	2,987 m ²	48	補強により適合
		体育館	RC2	945 m ²	45	補強により適合
	菅原	北館	RC3	1,966 m ²	52	補強により適合
		体育館	RC2	860 m ²	45	補強により適合
		体育館	S1	85 m ²	36	新耐震基準
		南館	RC4	1,919 m ²	36	新耐震基準
		中館	RC4	974 m ²	36	新耐震基準
	浮孔西	北館	RC3	2,035 m ²	44	補強により適合
		体育館	RC2	819 m ²	44	補強により適合
		東館	RC3	939 m ²	44	補強により適合
南館		RC3	1,963 m ²	44	補強により適合	
中学校	高田中	中館	RC4	3,322 m ²	52	補強により適合
		南館	RC3	2,524 m ²	52	補強により適合
		西館	RC3	1,397 m ²	53	補強により適合
		格技場	RC1	425 m ²	32	新耐震基準
		体育館	RC2	1,092 m ²	7	新耐震基準
	片塩	北館	RC4	4,397 m ²	52	補強により適合
		南館	RC4	4,704 m ²	51	補強により適合
		体育館	RC2	1,100 m ²	46	補強により適合
		格技場	RC1	422 m ²	34	新耐震基準
		西館	RC3	631 m ²	51	補強により適合
		東館	RC3	423 m ²	51	補強により適合
	高田西	北館	RC4	2,937 m ²	41	新耐震基準
		中館	RC3	1,503 m ²	41	新耐震基準
		南館	RC4	2,274 m ²	41	新耐震基準
		体育館	RC2	1,041 m ²	41	新耐震基準
		体育館	RC2	196 m ²	41	新耐震基準
格技場		RC1	417 m ²	33	新耐震基準	

※1) 令和3年3月大和高田市学校施設長寿命化計画より作成（倉庫や機械室等の小規模な建物を除く）

※2) W：木造、S：鉄骨造、RC：鉄筋コンクリート造

※3) 築年数は2025年度時点

※4) 旧耐震基準：昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した建築物に適用された耐震基準

※5) 新耐震基準：昭和56年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準

3 めざす教育環境

3-1 国の動向

(1) 学習指導要領の改訂

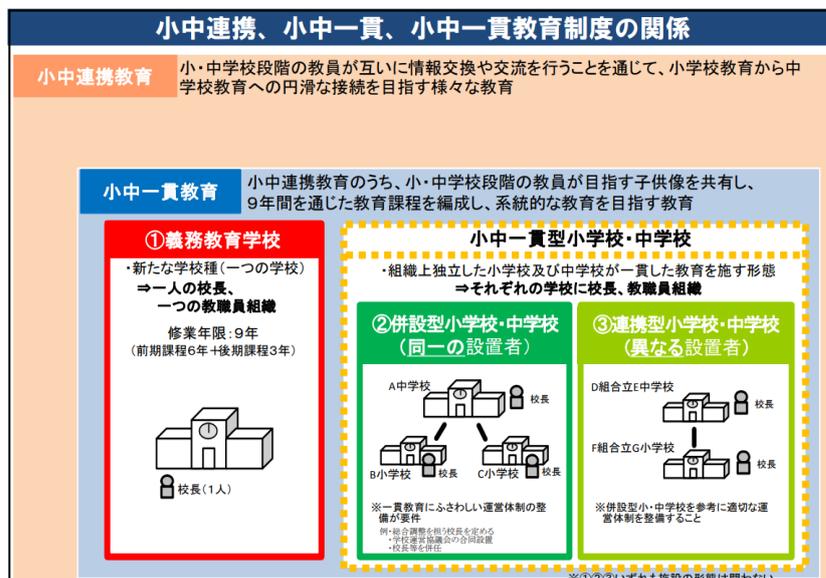
平成 28 年 12 月に、中央教育審議会は答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、新しい時代を生きる子供に必要な力を、「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力として整理しました。その後、平成 29 年 3 月に、これまで大切にされてきた、子供の「生きる力」を育むために、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すため、学習指導要領等が改訂され、幼稚園等就学前教育・保育については平成 30 年度から、小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から全面実施されています。

(2) 小中一貫教育の推進

小・中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育 9 年間の全体像を把握して系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まり、自治体や現場の学校で小中一貫教育が取り組まれてきました。小中一貫教育を正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられ、平成 28 年 4 月の学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を推進するため、新たな学校として「義務教育学校」の設置が認められました。

義務教育学校では、従来の小学校 6 年、中学校 3 年の区切りにとらわれることなく、自由に学年の区切りを設定することができ、一人の校長と一つの教職員組織が 9 年間の学校教育目標を決め、一貫した教育を行うといった特徴があります。

【小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係】



出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（平成 28 年 12 月）

(3) いじめの防止等のための基本的な方針の改定

平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法」が公布され、国が示す「いじめ防止基本方針」を参酌し、地方公共団体は、その地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることが規定され、大和高田市では平成 30 年に「大和高田市いじめ防止基本方針」を策定しました。その後、今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化し、依然として大きな問題となっており、ネット上のいじめ等の新たな課題への対応も必要となってきました。令和 3 年には、「奈良県いじめ防止基本方針」が改定されたこともあり、大和高田市としてもこれらの変化に対応し、より一層効果的にいじめ防止を進めていくため、令和 5 年に「大和高田市いじめ防止基本方針」の改定を行いました。

(4) 社会教育法の改正

平成 29 年 4 月社会教育法の一部改正により、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と連携・協働して子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが新たに規定されました。

(5) 学校における働き方改革に関する答申（平成 31 年 1 月中央教育審議会）

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

また、持続可能な部活動と教師の負担軽減として、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが示されており、具体的な方策として、令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行推進が示されました。

(6) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月中央教育審議会）

2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、GIGAスクール構想による新たなICT環境を活用し、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

【2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型教育の姿」】

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／

 <p>子供の学び</p>	<ul style="list-style-type: none">✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている <p>#個別最適な学び #協働的な学び</p> <p>#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用</p>
 <p>教職員の姿</p>	<ul style="list-style-type: none">✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている <p>#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携</p> <p>#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加</p>
 <p>子供の学びや 教職員を支える環境</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている <p>#ICT環境の整備 #学校施設の整備</p> <p>#少人数によるきめ細かな指導体制</p>

出典：中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」総論解説（抜粋）（令和3年3月）

(7) 新しい時代の学びを実演する学校施設の在り方について（令和4年3月学校施設の在り方に関する調査）

現在の学校施設は、児童・生徒数の急増期に国の示す標準設計に基づき設計された、画一的な学校施設が大半です。「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を自由に展開するためには、教育環境・学校施設にも大きな変革が求められることから、令和4年3月に、文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書が示され、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンが提案されています。

【新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）】

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

全ての子どもたちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

生活 共創

学び

安全 環境

新しい時代の学び舎として目指していく姿

◆ ◆ ◆

『未来思考』をもった上で、『全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実』に向けて、『これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿』を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる『幹』に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく『枝』として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく『根』として『安全』『環境』の確保を実現する。

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び ≫≫≫ **個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現**

- ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）

1人1台端末環境等に対応したゆとりある教室の整備 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応 ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

生活 ≫≫≫ **新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現**

- ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創 ≫≫≫ **地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現**

- ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共有化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全 ≫≫≫ **子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現**

- ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境 ≫≫≫ **脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現**

- ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(概要)(抜粋)（令和4年3月）

(8) こども基本法の施行（令和5年4月）

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

3-2 大和高田市がめざす教育

大和高田市では、令和7年3月に「第4期大和高田市教育大綱」を策定しました。地方教育行政改革や新学習指導要領などの教育改革、急激な社会情勢の変化、さらに価値観やライフスタイルの変化など、学校教育を取り巻く様々な状況変化へ対応しながら教育行政を推進するための大和高田市の教育理念や基本目標などが示されています。

また、大和高田市では、「教育の基本理念を遵守し、人権を尊重し、自他ともに敬愛できる人間、豊かな感性とたくましい心身をもつ、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指す。」という学校教育の目標や学校教育で目指す子ども像を定め、「誰一人取り残さない教育」の推進に向けて、信頼される学校園づくりに向けた13の項目に重点をおいて取組を進めています。

【第4期大和高田市教育大綱（令和7年3月）】

大和高田市の基本理念（第4期大和高田市教育大綱）

○一人ひとりが輝き未来にはばたく大和高田市の人づくり

- (1) 一人ひとりが輝き、未来にはばたく子どもたちを育む学校教育の推進
- (2) 学校等の教育環境や教育支援体制の整備
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 学校教育と社会教育の連携による生涯学習の振興
- (5) 芸術・文化と歴史を守り、未来へつなぐまち・人づくり
- (6) 活力ある生涯スポーツの振興

【大和高田市学校教育の指導方針（令和7年度）】

大和高田市のめざす子ども像（大和高田市学校教育の指導方針）

元気いっぱい 未来を切り拓く子ども

- 豊かな感性をもち、自ら学ぼうとする子
- 多様性を認め合い、学び合い、共に生きる子
- 探求心をもって、ねばり強くやりとげる子

めざす子ども像の実現に向けて（大和高田市学校教育の指導方針）

<信頼される学校園づくりに向けた13の取組>

就学前教育の充実	深い学びの実現に向けた授業改善
探求的な学びの充実	ICTの効果的な活用
全ての教育活動における人権教育の充実	道徳教育の充実
教育相談体制の充実	多様性を認め合う集団づくり
特別支援教育の充実	言語活動の充実
保健教育及び安全教育の充実	体力向上及び運動習慣の確立
家庭・地域との連携	

4 幼稚園の適正規模の考え方

4-1 国の幼稚園設置基準

幼児期の教育における標準的な規模等については、昭和 31 年の幼稚園設置基準において、1 学級の幼児数は 35 人以下を原則とし、担任を 1 人配置することなどが示されています。

4-2 大和高田市における幼稚園の適正規模

大和高田市における園児にとって望ましい教育・保育環境を実現していくため、年齢に合わせて、以下の区分の設定を望みます。

【幼稚園の適正規模】

	1 学級あたりの望ましい園児数	望ましい学級数
3 歳児	10 人以上	1 学級以上
4 歳児	15 人以上	1 学級以上
5 歳児	15 人以上	1 学級以上

1 学級あたりの望ましい人数として、利用者アンケート※¹の結果、3 歳児では「10 人～14 人」が、4 歳児及び 5 歳児では「15 人～19 人」という意見が最も多くなっています。

これを踏まえ、大和高田市における幼稚園の適正規模（1 学級あたりの園児数）は、3 歳児 10 人以上、4 歳児 15 人以上、5 歳児 15 人以上、学級数は各年齢 1 学級以上とすることが望ましいと考えます。

※1) 令和 6 年 12 月に市内の公立幼稚園、こども園、保育所に通うお子さまの保護者および教職員を対象にアンケートを実施。

※2) 大和高田市の幼稚園設置規則では 3 歳児は 20 人以下、4 歳児及び 5 歳児は 30 人以下を原則として運用しています。

4-3 適正規模の実現に向けた対策と実施時期の考え方

就学前教育の目的や目標の実現に向け、園児にとってより良い教育環境を提供し、望ましい集団活動が実現されることを最優先に規模の適正化を進めることを望みます。

大和高田市における適正規模に基づくと、令和 7 年度現在において、すべての園で基準を下回る学級がみられます。幼児期の発達段階に応じた集団活動の維持・充実を図り、適正な規模での教育・保育の機会を提供するためにも、幼稚園の再編・統合について検討する段階にあります。

幼稚園の再編・統合については、就学前保育・教育ニーズの多様化への対応や地域の子育て機能の向上、老朽施設の建替え促進等の観点から、市立幼稚園単独で検討するのではなく、地域間での立地のバランスを考慮し、市立保育所、市立こども園とあわせた一体的な検討を進めていくことが適切であると考えます。

5 小学校・中学校の適正規模・適正配置の考え方

5-1 国の学級編成の標準・通学距離の考え方

国においては、昭和 22 年に整備された学校教育法施行規則等で小学校・中学校で「12 学級以上 18 学級以下」、義務教育学校で「18 学級以上 27 学級以下」を標準とすることや、通学距離を小学校では約 4 km、中学校及び義務教育学校では約 6 km とする考え方が示され、その後、全国的な少子化等の影響から、文部科学省において平成 27 年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が作成され、通学時間は「おおむね 1 時間以内」を目安とすることなどが示されたほか、令和 3 年には、学級編制の基準として、新たに小学校の 1 学級あたりの児童数を 35 人とすること（従来は 40 人で、1 年生のみ 35 人）が定められました。

こうした国の標準や通達等を参考とし、地域の実情に応じて大和高田市独自の基準を策定することを望みます。

【国の定める学級編制の標準・通学距離の考え方】

	1 学級あたりの人数	学級数	通学距離（通学時間）
小学校	35 人	12 学級以上 18 学級以下 （1 学年あたり 2～3 学級）	4 km 以内 （おおむね 1 時間以内）
中学校	40 人	12 学級以上 18 学級以下 （1 学年あたり 4～6 学級）	6 km 以内 （おおむね 1 時間以内）
義務教育学校	前期課程は小学校に 後期課程は中学校に準じる	18 学級以上 27 学級以下 （1 学年あたり 2～3 学級）	6 km 以内

なお、学校規模の標準化を進めることによって期待される効果は次のようなものが挙げられます。

【標準規模化を進めることによって期待される効果】

学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすくなる ・児童・生徒、教職員がある程度確保され、グループ学習や習熟度別学習、専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすくなる
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成を図りやすく、人間関係の固定化を防ぎやすくなる ・学校全体での組織的な指導体制を組みやすくなる
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数がある程度確保できるため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた教職員配置を行いやすくなる ・学年別や教科別の教職員同士で学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすくなる ・校務分掌を組織的に行いやすくなる

参考：中央教育審議会の初等中等教育分科会「小・中学校の設置・運営のあり方等に関する作業部会資料」

5-2 大和高田市における適正規模・適正配置

(1) 大和高田市における適正規模

大和高田市における児童・生徒にとって望ましい教育環境を実現していくため、学級編成の基準について以下の区分の設定を望みます。

【小学校・中学校の適正規模】

	小規模	望ましい規模
小学校	11 学級以下	12 学級以上、18 学級以下
中学校	8 学級以下	9 学級以上、18 学級以下
義務教育学校	—	18 学級以上、27 学級以下

小学校の適正規模は、すべての学年でクラス替えが出来るとともに、現状において児童が学校生活を送る上で適当であるとの意見等を踏まえ、国が目安とする基準に準じるものとするのが望ましいと考えます。

中学校の適正規模は、現状において国が目安とする基準を下回っているものの、生徒が学校生活を送る上で適当であるとの意見^{※1}や学校運営上の課題について解消が見込まれること等から、現状を踏まえたものとするのが望ましいと考えます。

将来的に義務教育学校の検討を行う場合の適正規模は、国が目安とする基準に準じるものとするのが望ましいと考えます。

※1) 令和6年12月に市内の小学校・中学校に通う児童・生徒（小学校5,6年生、中学校2年生）および保護者（小学校2,5,6年生、中学校2年生の保護者）および教職員を対象にアンケートを実施。

(2) 大和高田市における適正配置

適正配置は、通学距離・時間、安全性、地域との関連性等を考慮する必要があります。

通学距離・時間については、国が目安とする基準として、小学校はおおむね4 km 以内、中学校はおおむね6 km 以内、いずれもおおむね1時間以内と示されています。現在、最も遠い通学距離が小学校でおおむね2 km、中学校でおおむね3 kmとコンパクトに配置され、いずれもおおむね1時間以内で通学できる環境にあることから、国が目安とする基準を満たしています。

今後、学校統合や通学区域の見直し等を行う場合も国の基準を満たすことを望みます。

また、学校統合や通学区域の見直し等を行うことで、現状の通学区域における最長距離や最長時間を大幅に超える地域が生じる際は、隣接する学区での選択制やスクールバスの運行、自転車通学、通学補助金等導入の可否を含め、保護者の負担のない、実情に合わせた支援策を検討するとともに、引き続き、犯罪や交通事故の防止など、通学路の安全確保を強く求めます。

5-3 適正規模の実現に向けた対策と実施時期の考え方

小学校、中学校ともに、児童・生徒数の減少により、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが難しく、児童・生徒の豊かな学びの継続・維持が困難であると考えられる学校については、学校や地域の実情を考慮し、適切な教育環境の整備を目指した具体的な対策の実施を行うことが望ましいと考えます。

(1) 適正規模の実現に向けた対策

(ア) 隣接する学校同士の統合

隣接する学校との統合により適正規模が確保される場合は、現状の学校規模における教育・学習環境及び学校運営上の課題の精査をした上で、統合を検討することが望ましいと考えます。学校の統合は、児童・生徒、保護者、地域住民及びその学校の卒業生等にも影響を及ぼします。また、地域コミュニティの核となる拠点施設として、防災、地域交流の場等、様々な機能を有しているため、跡地の活用も含めて、地域住民等との調整にも十分配慮する必要があります。

(イ) 小学校・中学校が連携した9年制の義務教育の推進

近くの小学校・中学校を統合することで子どもたちの学びや育ち、地域の課題等が解決され、より良い教育の実現が期待される場合には、小中一貫校や義務教育学校の設置についても検討することが望ましいと考えます。

(ウ) その他（通学区域の弾力化や通学区域の見直し等）

通学区域（校区）の周辺など特定の地域に住む児童・生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める（各家庭で通学する学校を選択できる）制度[※]等について、適用を検討することが望ましいと考えます。また、規模の異なる学校同士が隣接する場合は、小学校区と中学校区との整合や地域の自治会活動等との整合などに配慮しつつ、通学区域の見直しについて総合的な調整を検討することを望みます。

※現在も市内では学校区域外就学制度を適用しています。

学校区域外就学制度：原則として教育委員会が指定した学校以外へ就学することはできないが、教育委員会が別に定める指定校の変更及び区域外就学審査基準に該当し、教育上適当と認められた場合に限り、指定された学校以外への就学が可能となる制度

(2) 実施時期の考え方

児童・生徒数の減少により10年以内に適正規模校の範囲を下回り、小規模校となることが見込まれる段階で、隣接する学校との統合・再編の取組に着手することが望ましいと考えます。統合・再編の取組にあたっては、児童・生徒数の動向に注視しつつ、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら進める必要があります。

なお、既に小規模校が生じている場合は、適正規模の実現に向け早急な対策が求められます。小規模校の課題に可能な限り対応し、教育環境の維持に努めるため、統合・再編の実施時期の前倒しや通学区域の弾力化・見直しなどについて検討することを望みます。

6 小学校・中学校の再編

6-1 再編の基本的な考え方

前章までの大和高田市が目指す教育と適正規模・適正配置の考え方を基に、大和高田市の教育の基盤となる学校配置とするため、小学校・中学校の再編を進めることが望ましいと考えます。なお、再編にあたっては、より良い学習環境の整備の観点から、以下の考え方を基本に再編を進めることを望みます。

(1) 子ども達にとってより良い教育環境の実現

学校教育の目的や目標の実現に向け、児童・生徒にとってより良い教育環境を提供し、望ましい学習・集団活動が導入されることを最優先に学校規模・配置の適正化を進める必要があります。

(2) 中長期的な視点での検討

教育体制や学校施設の良い状況を、将来にわたって維持・改善できるように、全市的・長期的な視野に立って、統廃合も含めた校区の弾力的な見直しによる学校規模・配置の適正化を早期に進める必要があります。

(3) 中学校区をコミュニティの基本単位とした検討

小中一貫教育の充実や既存コミュニティの継続を図るため、中学校区を基本単位として学校規模・配置の適正化を進めることを望みます。

現在、1つの小学校から複数の中学校へ分散して進学している学校がありますが、小学校から中学校へのスムーズな接続を図る観点から、再編にあたっては1つの小学校から1つの中学校へ進学する校区を基本とすることを望みます。

(4) 地域とともにある学校づくりの推進

学校は地域との深いかかわりを持った地域コミュニティの拠点として、防災、子育て支援等、様々な地域における活動拠点としての役割を担っています。そのため、児童・生徒にとってより良い教育環境を整備することを一番の目的とするとともに「地域とともに存続する施設づくり」の視点を踏まえ、保護者や地域住民、学校関係者等との十分な合意形成の機会を設けながら、適正化を検討する必要があります。

6-2 想定する将来の再配置のシナリオ（案）

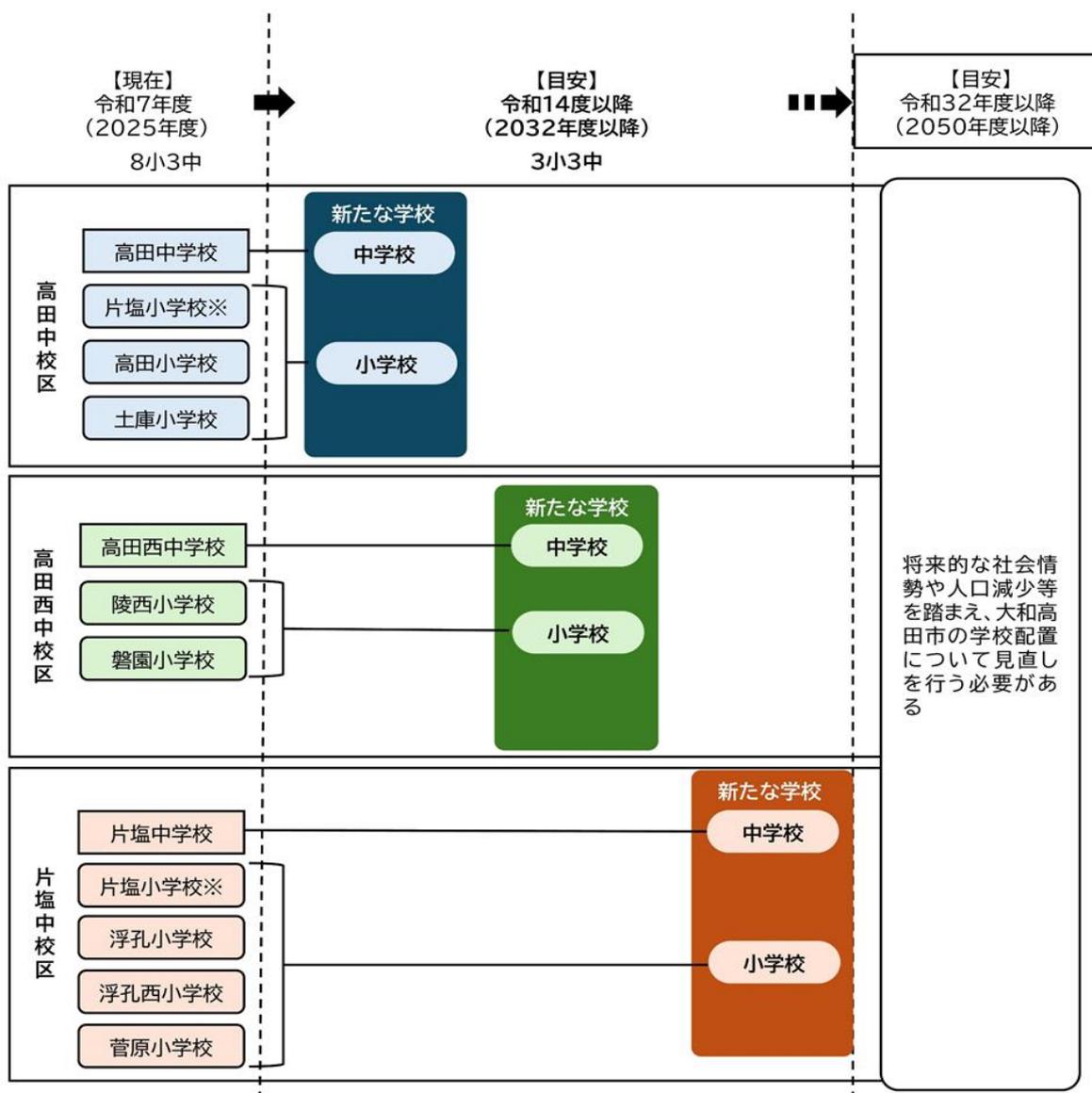
大和高田市の適正規模・適正配置、再編の基本的な考え方に基づき、現在の中学校区単位を維持しながら、令和14年度以降に将来の目標校数を小学校3校、中学校3校とすることが望ましいと考えます。

再編の取り組みを進めるにあたっては、小中一貫教育の推進を図るための義務教育学校の新設も含めた、新たな学校の設置を検討することを望みます。

また、再配置を実施するまで、小規模校が解消されない学校に対しては、小規模校の課題に可能な限り対応し、教育環境の維持に努める必要があります。

対象校および実施時期は、保護者や地域住民、学校関係者等の十分な理解が得られた学校から可能な限り早い時期に進めることを望みます。

【想定する将来の再配置のシナリオ（案）】



※再編後は現在の中学校区を基本とした1つの小学校から1つの中学校へ進学する校区分けをめざすことを望みます。

7 新しい学校園をつくる上で考慮すべき視点等

(1) 子ども達への配慮

再編・統合により学習環境等が変化することで発生する、児童・生徒の精神的負担を軽減するため、再編・統合前から対象校同士の交流等を求めます。

また、再編・統合前後で継続して勤務する教職員をなるべく配置するなど、円滑な学校生活の充実を求めます。

(2) 教員不足への対応

教育課題に対応した教職員配置の工夫や校務情報化の推進などによる教職員の勤務時間等の削減などを通じて、教職員のワークライフバランスを達成するとともに本来の業務である子どもたちに向き合う時間を確保し、教育の質向上を求めます。

(3) 新たな教育環境の整備

学校の適正規模・適正配置を図るうえで、新しい学校園施設の改修・新設を行う際は、先進的 ICT 教育に対応する設備や授業形態に合わせて、子どもたちが主体的に選べる柔軟な教育環境の整備をすることが望ましいと考えます。

ICT の活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現する上で効果的であるのに加え、校務情報化による校務の負担軽減をはかり、教師が子ども達と向き合う時間を増やし、家庭や地域との情報共有などに役立ちます。

また、既存の学校施設についても、子どもたちがより良い教育環境の下で、安全・安心に学校生活を送れるよう、施設の老朽化改善や教育環境の向上のための整備を求めます。

【新たな教育学校環境※】



多様な学習活動が展開できる空間



学習活動に柔軟に対応できる柔軟な空間



高度な学びを誘発する創造的な教室



読書・学習・情報のセンターとなる図書館

※出典：文部科学省 HP 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告」

(4) 地域と連携した学校づくり

各学校園施設は地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担っています。そのため、学校の適正規模・適正配置を図るうえでは保護者や地域住民、学校関係者の方々と将来の学校のあり方を共有し、理解と協力を得られるように取組を進めることを望みます。

【地域と連携した学校づくり※】



地域の人たちと連携・協働する共創空間



安心・安全な教育環境、地域コミュニティの拠点



映像編集やオンライン会議のためのスタジオ機能
ラウンジのある執務空間

(5) 防災機能の強化

震災などの大規模な災害が発生した際の地域防災拠点として、建物の耐震性を十分確保するとともに災害時の使用も考慮した校舎のレイアウトを採用し、また物資・機材倉庫の設置など、災害時の対応に配慮した施設の整備を求めます。

【防災機能の強化※】



地域の避難所としての防災機能の強化

(6) 環境への配慮

環境負荷に配慮した「エコスクール」を目指し、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策、資源の再利用、学校の緑化など、環境に配慮した施設を整備します。また、環境教育の教材としても活用できる施設を目指すことを望みます。

【環境への配慮※】



学校施設の木造化・木質化

※出典：文部科学省 HP 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告

8 庁内体制の構築及びフォローアップ

学校規模や配置の適正化に向けた対策の実施にあたっては、教育委員会を中心に再編の準備・検討を行うための体制を構築し、学校が地域の拠点施設であることを考慮しつつ、市長部局や関連部局との連携を図ることを望みます。

また、学校の統合等による新たな学校の設置を検討する際は、対象となる学校の保護者や地域住民の代表者、学校長等を構成員とした「〇〇学校統合による新校設立準備委員会（仮称）」を設置し、新たな学校の名称及び位置、通学方法、統合等の時期などについて検討するとともに、新たな学校を開校する上で必要な事項について協議する必要があります。

新たな学校を設置する際に検討すべき項目（例）

教育課程：小・中学校9年間の系統性を確保した教育課程の編制など学習の充実

教員配置：教育活動の充実を図る教員の配置など

施設整備：老朽化対策や、施設の長寿命化や複合化を見据えた施設整備、特別支援学級等を考慮した教室数や、地域のコミュニティの核としての機能の検討など魅力ある教育環境のための施設整備

施設配置：防災拠点としての機能を備えた環境整備

通学支援：必要に応じてスクールバスや遠距離通学の補助、通学路の整備など

跡地利用：統廃合により生じる跡地の適切な跡地活用や売却など

心のケア：統廃合により大きくなった集団規模に適應できるよう子どもたちへの心のケア等の配慮

参考資料 策定経過

(1) 教育環境あり方検討委員会

会議	開催日	主な議題等
第1回	令和6年 (2024年) 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高田市の現状 ・大和高田市の教育方針 ・アンケート調査について ・意見交換
第2回	令和7年 (2025年) 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果 ・適正規模・適正配置の考え方及び主な手法紹介 ・その他
第3回	令和7年 (2025年) 4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校の適正規模・適正配置 ・幼稚園の適正規模 ・その他
第4回	令和7年 (2025年) 7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校の適正規模・適正配置 ・幼稚園の適正規模 ・小学校・中学校の将来の目標校数 ・地域と連携した学校づくりについて
第5回	令和7年 (2025年) 10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）の確認 ・ワークショップの実施について
第6回	令和7年 (2025年) 11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の確認 ・今後の進め方等について

<適正規模を進めるにあたっての付帯意見>

幼稚園

- ・幼稚園とこども園とでは内容が違うので、幼稚園を求めている保護者は幼稚園を残してほしいという意見がある。
- ・幼児教育のニーズは減っているかもしれないが、幼児教育を残すために3・4・5歳と一緒に教育して小学校に上げていく幼稚園型のこども園をつくっていくことも検討したい。
- ・男女共同参画により、0歳から2歳児の預かりに関するニーズが増えているが、民間も含めてまだまだ数が少なく、預けられない。幼稚園の空き部屋を活用した託児や、保育士が働きたいと思える環境づくりを考えていかなければならない。
- ・今の保護者が質の高い保育を求めているかということ、働くために預けたいということの方が大きいと思うので、もちろんトラブルがあると言ってくるが、預かる時間を長くするしか幼稚園が残る道はないのではないかと感じている。
- ・歩いて登園と言われるが、遠くなるとそれができない。そうなったときに、駐車場もなく、送ってもいけない。

小学校・中学校

- ・大きく3つの中学校区を地域コミュニティとして残していき、小中も1つになり、将来的には小中一貫や義務教育学校にも発展していくという方向性が大事だと思っている。
- ・3つの小学校として新しい学校をつくるのであれば、1つの出発点だという考えにどの地域の人にもなると思うが、財政的に考えたときに新しい学校ができるのかどうか。
- ・子どもの視点だけでなく、地域の拠点としての学校のあり方や学校施設の老朽化に伴う財政状況なども大きな検討材料になる。
- ・学校が減るとハード的にも人的にも費用が浮いてくる。中学校も古いからそのうち建替えなければならない。小学校も中学校も人数が変わらないのであれば、9年間使える建物ができたとしたら、その方が理にかなってくる。
- ・統廃合を進める中で、この地域をどうするか、廃校になった学校はどうすべきか、地域の方も含めて説明するとき、いかに協力してもらえるか、いかに1つになってもらえるか。単なる統廃合ではなく、地域の人たちを巻き込んだ話に持っていけるかが重要である。
- ・学校がなくなると避難先はどうなるのか。学校があれば住民も安心する。
- ・統合されたあと、使わない建物が建ち続けるのは防災上よくない。何に変えていくかも合わせて検討する必要がある。
- ・統廃合したときに1つ大きな課題となるのが放課後児童クラブだと思う。統廃合でなくなった学校で積極的に、放課後児童クラブも含め放課後の居場所づくりができるか。施設の管理の問題もあるが結局は人で、市として人を配置できるかどうか。

(2) アンケート調査

	対象	方法/調査期間	調査内容
市民	18歳以上の市民 2,000人 (無作為抽出)	郵送配布・郵送回収 (Web回収併用) / 2024年12月2日(月) ~12月16日(月)	・小中学校の再編の取組について ・地域における学校施設のあり方 等
児童・生徒	【児童】 市内の小学校に通う小学5,6年生 【生徒】 市内の中学校に通う中学2年生	直接配布・直接回収 (Web回収併用) / 2024年12月13日(金) ~12月20日(金)	・利用している学校について ・学校の規模について ・通学の考え方 等
他小中学校利用者	【保護者】 市内小中学校の児童・生徒の保護者 小学校：2,5,6年生/中学校：2年生 【教職員】 市内小中学校の教育職員	直接配布・直接回収 (Web回収併用) ※小中学校の教職員は Web回収のみ/ 2024年12月13日(金) ~12月20日(金)	・小中学校の再編の取組について ・利用している学校について ・学校の規模について ・通学の考え方 ・地域における学校施設のあり方 等
幼稚園利用者等	【保護者】 市立幼稚園・こども園・保育所に 通っているお子さまの保護者	直接配布・直接回収 (Web回収併用) / 2024年12月13日(金) ~12月20日(金)	・小中学校の再編の取組について ・学校の規模について ・通学の考え方 ・地域における学校施設のあり方 ・市立幼稚園について 等
	【教職員等】 市立幼稚園・こども園・保育所の幼稚園教諭・保育教諭・保育士	直接配布・直接回収 (Web回収併用) / 2024年12月13日(金) ~12月20日(金)	・市立幼稚園について 等

